平成２５年（フ）第１２３９号
福岡市東区大字志賀島531番地
債務者　小崎亜久理
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２４４号
福岡市城南区干隈１丁目17番５―301号
債務者　福田　忠義
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２６８号
福岡市早良区野芥４丁目31番２―302号
債務者　阿比留光好
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７４号
福岡市中央区小笹５丁目４番67―406号
債務者　岡崎　義見
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２７７号
福岡市南区和田３丁目12番９号
債務者　戸田　　大
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８７号
福岡市城南区飯倉１丁目３番19号
債務者　山本　翔平
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０６号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目129番地ハルコート307号
債務者　菅　知恵美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１０号
福岡県朝倉市杷木池田904番地６
債務者　都合　真広
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４２号
福岡市博多区那珂２丁目19番15号
債務者　三笘　敏行
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４３号
福岡市博多区那珂２丁目19番15号
債務者　三笘　康子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４６号
福岡市東区三苫２丁目４番30―202号
債務者　芹野　孝一
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０９号
福岡県太宰府市大佐野１丁目２番８号エイトハウスＢ棟101号
債務者　中垣　久美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３８号
秋田県大館市字三ノ丸73番地、借入時住所秋田県大館市川口字洞バミ１番地82
債務者　佐藤　里美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第１７２号
長野県塩尻市大字広丘堅石2145番地186　ペアハイツＢ110
債務者　鈴木　英雄
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９１号
宮城県遠田郡美里町中高城字中道85番地１
債務者　伊藤　　仁
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２７５号
岐阜県瑞穂市古橋1739番地１　ラ・ブリリアント301号
債務者　市橋　隆志
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２９８号
岐阜市中鵜５丁目８番地愛園第２ハイツ201号室
債務者　増田　直美（旧姓髙野）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１８号
神戸市須磨区北落合６丁目３番１―704号
債務者　谷郷　貴子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部